

小水力発電開発等に係る技術支援

1. 趣旨

島根県内における小水力発電の拡大、継続を図るため、島根県企業局が技術的な観点から助言や情報提供等を行うもの

2. 対象者

自らが事業者として小水力発電事業に取り組もうとする島根県内の市町村、法人(JA等)、団体(集落営農組織等)

3. 対象事業

島根県再生可能エネルギー導入調査事業(平成24年度 地域振興部)で調査した適地等における小水力発電の新規開発または既存発電所の機器更新による再生事業および維持管理に係るもの

4. 支援内容

前項に係る技術的な助言並びに情報提供等

(具体的事例)

- 発電ポテンシャル等に係る助言
 - ・図上にて基本的な可能性の有無等(必要が認められた場合は、現地調査にも同行)
- 経済性評価等に係る助言
 - ・中小水力発電ガイドブック等の既存資料による
- 関係法令(電気事業法、河川法他)申請手続き等に係る助言
 - ・該当条項や提出書類に係るもの
(例)工事計画、水利使用許可、工作物の新築等の許可、保安規程、使用前自主検査、電力系統連系申込等
- 建設工事発注作業に係る助言
 - ・設計書、仕様書等の資料作成作業に係るもの等
- 維持管理に係る技術的助言
 - ・点検、修理に係る助言(電気設備技術基準等から判断)
- 情報提供(関係法、制度や基準の変更等)

5. 開始時期

平成25年4月1日(月)

6. その他

- ・支援に要する企業局職員の旅費は、企業局で負担する
- ・詳細は、別に定める「小水力発電開発等技術支援実施要領」による